

- ・各種証明書について、不明な点等ある場合、発行元に問い合わせることができますのでご了承ください。
- ・虚偽の記載や改ざんがあった場合、入所決定は取り消しとなります。
- ・保育料等に滞納があり納付計画を履行していない場合、入所調整において優先順位が低くなります。

(7) 入所審査について

- ・ 入所指数の高い方から順に、希望の施設への入所を調整します。
- ・ 同居の65歳未満の祖父母が保育できる場合は、入所の優先順位が低くなります。
保育ができない場合は、祖父母分の証明書類を提出してください。(同居のおじ・おばは不要です。)
- ・ 書類が不足している場合や記入漏れなどある場合は、正しく審査できません。提出前に確認をお願いします。
- ・ 保育料等の滞納がある場合は、入所審査において優先順位が低くなります。未納のある方で納付が困難な場合は、早めにこども保育課に納付相談をしてください。約束した納付計画を履行していない場合は、優先順位が低くなります。
- ・ 審査の順番は、①申し込み期間までの新規入所申し込み、②2次募集期間での申し込み(3・4月入所の場合のみ)、③転所希望、④市外からの広域入所希望となります。

(8) 支給認定証の交付・入所調整の結果の送付

【支給認定証】

保育の必要性を認定し「支給認定証」を交付します。入所調整の結果と合わせて送付しますので、交付後は大切に保管してください。

【入所調整の結果】

入所施設が決定した場合は「利用施設決定通知書」、決定しなかった場合は「施設利用保留通知書」を送付します。

4月入所希望の場合は3月上旬、5月入所以降は入所希望月前月の17日頃発送します。
発送前のお問い合わせには応じかねます。

4 入所決定後・入所後の手続きについて

入所決定施設で、入所前に説明会が行われます。

説明会の日時などについては、入所決定施設からの指示にしたがってください。

入所までに物品の購入や健康診断、各施設への提出書類などの準備を行います。

1. 入所辞退

入所が決定したあと、入所を辞退する場合は、すみやかに辞退届を提出してください。

正当な理由がなく辞退する場合は、次回の入所審査では優先順位が低くなります。

2. 要件の変更

つぎの変更がある場合は、早急に在籍している各施設とこども保育課へ連絡が必要です。

- ① 住所・家族構成の変更（婚姻・離婚・同居・別居・出産・死亡等）
- ② 入所要件（勤務先の変更・就労状況の変更・妊娠による産休育休予定・退職など）

3. 退所

施設をやめる場合は、退所される日までに「退所申出書」を各施設またはこども保育課にご提出ください。

退所をされた後で、「退所申出書」の提出があった場合、登所していなくても、保育料が発生します。

市外に転出する場合は、必ず「退所申出書」をご提出ください。

4. 転所

- ・転所希望月の入所申し込み受付期間内(P.8参照)に、「転所申出書」をご提出ください。
- ・転所希望の入所調整は、新規で入所を希望する人の調整が終わったあとに受入枠に空きがあった場合にのみ行われます。
- ・保護者が産休・育休中・求職活動中の転所はできません。
- ・転所できるまでは、現在の施設へ在籍することとなります。
- ・転所決定のあとの辞退は、入所調整の関係上、受付できません。

5. 長期欠席

自己都合による1か月を超える長期欠席は、家庭で保育ができるものとし、保育の実施を解除（退所）します。

5 料金について

1. 保育料



3歳児クラス以上及び市町村民税非課税世帯の保育料は無償です。

0～2歳児クラスの保育料については、P.16を参照してください。

(1) 算定方法

保護者（父と母、ひとり親の場合は、いずれか一人）の市町村民税の所得割課税額の合計額で算定します。

同居者（実際に住居を共にしている者）に保護者以外の扶養義務者（家計の主宰者）がいる場合はその税額を含める場合があります。（例として、母子（父子）家庭で、母（父）の収入が年間100万円未満の場合、同居の祖父又は祖母（収入の多い方）を家計の主宰者として算定に加え、税額を含める場合などが考えられます。）

4～8月分の利用料金は前年度の所得割課税額、9～3月分の保育料は当該年度の所得割課税額を基に決定します。そのため、年度途中で保育料が変更される場合があります。

市町村民税所得割課税額は、住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除、寄付金控除等の控除は適用されません。これらの控除がなかった場合の所得割課税額となります。

保育料等に滞納があり納付計画を履行していない場合、入所調整において優先順位が低くなります。